

山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例の一部改正の概要について

1 改正の理由

当県のがん医療については、二次医療圏の4地域において、厚生労働省から「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を受けた山形県立中央病院、「地域がん診療連携拠点病院」の指定を受けた山形大学医学部附属病院、山形市立病院済生館、山形県立新庄病院、公立置賜総合病院及び日本海総合病院、また、県が独自に「山形県がん診療連携指定病院」として指定した鶴岡市立荘内病院が専門的ながん医療を提供していたが、県立新庄病院において「地域がん診療連携拠点病院」に係る次の指定要件を満たすことが出来なかったことから、令和6年4月1日より「地域がん診療病院」へと指定変更になったため。

<指定要件>

- ・専従の放射線治療に携わる常勤の医師を1人以上配置すること
- ・専従の病理診断に携わる常勤の医師を1人以上配置すること

(参考) がん診療連携拠点病院・指定病院の指定状況 (R6.4.1現在)

	都道府県がん診療連携拠点病院	地域がん診療連携拠点病院	地域がん診療病院	山形県がん診療連携指定病院
村山	県立中央病院	山大医学部附属病院	—	—
		山形市立病院済生館		
最上	—	県立新庄病院 (~6.3.31)	県立新庄病院 (R6.4.1~)	—
置賜	—	公立置賜総合病院	—	—
庄内	—	日本海総合病院	—	鶴岡市立荘内病院

2 改正の内容

がん医療の充実等のための施策に係る「がん診療連携拠点病院等」に「地域がん診療病院」を追加するもの

3 施行日

公布の日